

東京都公安委員会規程第4号

特定自動運行を管理する場所等に対する立入検査規程を次のように定める。

令和5年3月24日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

特定自動運行を管理する場所等に対する立入検査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第75条の25の規定に基づき、特定自動運行を管理する場所その他の特定自動運行実施者の事務所について警察職員が行う立入検査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(立入検査の目的)

第2条 立入検査は、特定自動運行実施者に対して、法に定める各種義務の履行を確保し、もって特定自動運行の適正な実施を図るために行うことを目的とする。

(立入検査の実施)

第3条 交通総務課長、高速道路交通警察隊長及び警察署長(以下「所属長」という。)は、立入検査を行う必要があると認めたときは、交通部長(高速道路交通警察隊長及び警察署長にあつては、交通総務課長)に報告した上、実施するものとする。

(立入検査の実施者)

第4条 所属長は、立入検査を行う警察職員(以下「立入検査実施者」という。)を指定するものとする。この場合において、警察署長は、原則として交通総務係員(東京空港警察署及び島部警察署にあつては、交通を担当する係員)を指定するものとする。

(証票)

第5条 法第75条の25第2項に規定する身分を示す証票は、別記様式の身分証明書とする。

(事前の指示教養)

第6条 所属長は、立入検査実施者に対し、立入検査の実施事項、実施要領等を明確に指示し、教養するものとする。

(遵守事項)

第7条 立入検査実施者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 特定自動運行実施者等に身分を示す証票を提示し、立入検査である旨を明らかにすること。
- (2) 特定自動運行実施者の正当な業務を妨害し、又は犯罪捜査に利用しないこと。
- (3) 警察職員としての品位を保持し、職務を公正に行うとともに、立入検査の対象以外の事項等に立ち入らないこと。

(報告)

第8条 立入検査実施者は、立入検査を実施したときは、その結果について速やかに所属長に報告しなければならない。

(措置)

第9条 立入検査実施者は、立入検査により法令違反の事案を発見したときは、特定自動運行実施者に対して事案に応じた適切な是正措置をとらせるとともに、当該事案が法第75条の26第1項の規定に基づく指示を必要と認めるときは、前条の規定による報告を書面により行うものとする。

2 前項の報告を受けた所属長は、事案に応じて警視庁行政処分取扱規程(昭和43年5月11日東京都公安委員会規程第5号)等に定める必要な措置をとるものとする。

(連絡協調)

第10条 所属長は、立入検査を実施する場合は、その適正を図るため、関係機関と緊密な連絡をとるものとする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

（表）

<p>第 号</p> <p>身 分 証 明 書</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"><div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; text-align: center; line-height: 100px;">写 真</div><div style="text-align: center;"><p>官 職</p><p>氏 名</p></div></div> <p>上記の者は、道路交通法第75条の25第1項の規定により立入検査を行う警察職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">東京都公安委員会</p>	54
86	

（裏）

<p>道路交通法(抜粋)</p> <p>第75条の25 略</p> <p>2 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>4 略</p>
--

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。